

## 栃木県公報

令和 4 (2022)年 3月31日(木) 号 外 第 18 号

目 次

監査委員

## 監 査 委 員

## 栃木県監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から令和2年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4 (2022) 年3月31日

 栃木県監査委員
 岩崎
 信

 同
 中島
 宏

 同
 鎌形俊之

 同
 平野博章

行 I 第 4 6 2 号 令和 4 (2022) 年 3 月 14日

 栃木県監査委員
 岩崎
 信様

 同中島
 宏様

 同鎌形俊之様

同 平野博章様

栃木県知事 福田富一

令和2年度包括外部監査結果に対する措置について (通知)

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況

自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について

		Г	I	I	1	
所属	危機管理課	消防防災課	消防防災課	消防防災課	医療政策課	建築課
措置状況 (回答)	令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、速やかに地域防災計画を改定したところであり、引き続き、市町との情報共有を図りながら連携強化に努め、適切な災害対応を実施していく。	当研修会の開催の際には、各市町を通じて受講者 望者を募るとともに、開催場所を、県北、県央、県 南の3か所設けるなど、県内の各地域における希望 者がまんべんなく受講できるよう配慮しているが、 より参加しやすいよう努めていく。	令和2年度の次期国土強靱化地域計画の策定過程において、自主防災組織の活動実態をより適切に表す指標の検討を行い、従前の「自主防災組織世帯カバー率」から「自主防災組織の平均訓練回数」に指標の見直しを行った。	当該事業は令和元年度で終了となっているが、今後、類似事業を実施する際は、アンケートを実施するなど、研修のより一層の充実が図れるよう対応に努める。	御意見を踏まえ、費用支弁及び求償の際に確認する証憑の取扱いについては、関係機関が参加する会議等において認識の共有を図っていく。	新たに策定した合和3年度から合和7年度までを 計画期間とする建築物耐震改修促進計画(三期計画)に基づき、民間住宅の耐震化促進に取り組んでおり、令和3年度からは民間住宅耐震診断の助成額を増額するなど、取組の充実を図った。
監査結果	栃木県地域防災計画が実効性のあるものとなるように、市町との連携を強化してスピード感を持って対応を進めることが望まれる。	自主防災組織リーダーの育成研修会の対象者が 県内全域からまんぺんなく参加できていない。 参加者がいない市町については、各市町とも連携して原因や対策について協議し、県内の地域にまんぺんなく研修がいきとどいているかを評価することが望まれる。	指標の実績が災害時に有効に機能する組織の整備状況を適切に表しているかについて疑義があるため、自主防災組織世帯カバー率の実態を把握するとともに、重要業績指標のありかたを検討する、必要がある。	各消防団対象者の参加率などの詳細な参加状況 や研修のアンケート結果など実績報告で求めるなど、研修をより充実させるために実績報告の内容 を検討することが望まれる。	必要経費と求償金額に差異がでないよう、支弁する経費に係る証憑の取扱いについて、関係各所で認識の共有が必要である。	民間住宅の耐震化促進にあたり目標に見合った 施策となっていない。 現在の目標値達成を目指すのであれば、これまでの取組を見直し、新たな施策を検討する必要が ある。
分類	ә	ә	指摘事項	調	遺	梔
項目	災害対策費一災害 (1) 栃木県 地域防応急対策体制の整 災計画の実効性の備事業	(1)	(2) 重要業績指標について	(1)事業実施状況の把握について	(1)派遣元〜支弁 する経費の確認に ついて	<ul><li>(1)目標を達成するための施策について</li></ul>
事業名	災害対策費ー災害 応急対策体制の整 備事業	地域報歳力強化事 (業一自主防災リー) メー養成事業 ダー養成事業	地域報歲力強化事 業一自主防災リー ダー養成事業	地域防災力強化推 進事業一地域防災 実践力向上事業	災害救助費—災害 時広域応援関係経 費	耐震改修促進事業 費一耐震改修促進 事業費
事業No		2-1	2-1	2-5		
脚	第 1 章	第 1 章	第 1 章	第1章	第 1 章	第 1 章

所属	建築課	人事課	施設課	住宅課	任宅課	冶機管 在 会課 無	水道課
措置状況(回答)	全ての市町で事業が進められるよう、引き続き建築物耐震改修促進連絡協議会等の場を通じて働きかけていく。(令和3年度実施市町:14市町)	御意見を踏まえ、大規模災害発生時には、全国知事会への応援要請のほか、人員を必要としている所属への異動や兼務等の柔軟な人事配置等により、災害復旧等に必要な執行体制を確保していく。	<b>御意見を踏まえ、適切な工事の設計が行える体制を検討していく。</b>	過年度より、市町や金融機関に対し本制度の周知を行い、利用の促進を図ってきたところであるが、御意見を踏まえ、引き続きより効果的な周知に努め、利用促進を図っていく。	過年度より、市町や金融機関に対し本制度の周知を行い、利用の促進を図ってきたところであるが、御意見を踏まえ、引き続きより効果的な周知に努め、利用促進を図ることで予算額と事業費実績との乖離が小さくなるよう努めていく。	2年間の定期建物賃貸借契約後の対応について は、契約書に明記した上で、口頭でも説明してい る。更に通知等を発送し周知を徹底している。引き 続き、課題の把握と制度の円滑な運用に努めてい く。	今後の調達に当たっては、コスト意識を持って製造委託又は購入のいずれかを判断することとした。
	県内の危険なブロック塀等の除去にあたり、より市町との連携を深めていくことが望まれる。	大規模な災害において、災害復旧等に必要な人 員を迅速に確保できるような体制の整備が望まれ る。	予定価格が1億円弱の工事が、指名競争入札で発送され、工事着工後、現地調査等の結果をうけて、約1億5千万円に契約変更がなされている。災害復旧工事において、設計を含めた工事の執行を適切にできるような体制となっているか見直す必要がある。	実績が少ないことに鑑み、本制度の利用者に向けたより効果的な周知方法を検討すべきである。	令和元年度の予算額(補正予算)は、罹災証明 書の交付状況に基づき、想定した申請件数に対応 する予算を計上していたが、予算額と事業費実績 との間に大きな乖離が見られる。	「取組の課題」や「課題に対する対策」について「なし」とされているが、例えば2年間の定期建物賃貸借契約後における入居者への説明方法が十分に検討されていないなどの課題等があるはずであり、その他改善点の有無などを含め具体的に検討されるべきである。	災害発生時に飲料水として提供する目的であるならば、県営水道の水道水を用いる必要はない。現在の事業の目的に基づき、製造委託ではなくコストの低い購入に切り替える必要があると考え
分類	高	意見	意見	高見	前	意見	意見
項目	(2)ブロック塀等 除去の助成につい て	(1)災害復旧に必要な人員の確保	(1)大規模災害時 における復旧工事 の執行体制につい て	(1)制度の周知方 法について	(2) 事業費実績に ついて	(1)取組の課題や対策について	(1)製造委託か購 入の判断について
事業名	耐震改修促進事業 費一耐震改修促進 事業費	災害対応中長期応 接職員受入事業一 災害対応中長期応 接職員受入事業	<b>県立学校施設等改</b> 修費	被災住宅再建等支 援事業費	被災住宅再建等支援事業費	災害救助費 (応急 仮設任宅の供与) -豪雨関係経費 (R1)、その他経費 費 (R2)、災害救 助費 (会計年度任 用職員費) (R2)	北那須木道用水供 給事業・鬼怒水道 用水供給事業一災 害備者用水製造業 終表記
事業No	ಬ	9	$\infty$	11	11	12-2	14
御	冲	第 1 章	御	22 御	第 章 章	<del></del>	第3章

所属	保健 福祉 記事 発 電子 はいども 政策 課業 乗り できる 政策	保健 加速 電子 電子 電子 電子 電子 電子 単一 できる 政策 課業 はいども 政策 第 乗り がん 対 数 第 乗り がん 対 が が が が が が が が が が が が が が が が が	高 <u>齢対策</u> 課	<u>高齢対策</u> 課	感染症 課
措置状況(回答)	御意見を踏まえ、納税を証明できる書類あるいは 宣誓書の提出を求めることを検討する。	御意見を踏まえ、仕入控除税額の報告時や各種補 助金の案内時に周知を図っていく。	御意見を踏まえ、実支出額等重要な確認項目につ いては資料を求めることを検討する。	<i>御意見を踏まえ、仕入控除額の報告時や各種補助金の案内時に周知を図っていく。</i>	災害時においては感染症発生及びまん延防止のため迅速な消毒が求められるところである。感染症法を管理する世帯主等が消毒の実施主体であるが、迅速な対応が必要なため、市町村に消毒するよう指示するものである。「消毒の能力がない場合」とは、単に経済的に能力がないことを指すのではなく、被災家屋数や被災者の負担、地域における消毒能力などを総合的に勘案し、行政の支援がなければ、迅速に消毒を行うことができない状況を想定している。匍意見を踏まえ、補助金交付要領改正時に分かりやすい記載に修正する。
監査結果	交付申請の要件である県税が未納でないことを ロ頭ではなく関係書類で確認すべきである。	補助事業等により取得した財産等につき、知事 の承認を受けずに譲渡等を行っていないかの確認 を行う必要がある。	市が実施した補助金交付の手続について、補助 金を負担する県側ではまとめの一覧表等のみの確 認にとどめす重要な確認項目については資料を入 手するなどして詳細な手続を実施することが望まれる。	財産等につき、知っていないないの確	補助金交付要領Q&Aに「当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合」と記載しているのであるから、消毒の能力の有無の定義を明確にすべきである。
分類	追用	追	<b>遍</b>	領	海區
項目	(1) 県税の未納確認について	(2)補助事業等に より取得した財産 等の管理、処分に ついて	<ul><li>(1)市が実施した 手続の検証につい て</li></ul>	(2)補助事業等に より取得した財産 等の管理、処分に ついて	(1)消毒対象家屋の定義について
事業名	社会福祉施設等災害復旧事業費	社会福祉施設等災害復旧事業費	介護基 <u>盤整備等事</u> 業(開設準備経費 助成事業)	介護基 <u>盤整備等事</u> 業(開設準備経費 助成事業)	災害感染症予防対策事業
事業No	17	17	18	18	19
御	<b>神</b> の 紙	<b>神</b> の 紙	無 8 8	無の	能 (C) (E)

所属	合 機管 埋課	<b>危機管理</b> 課	危機管理課	<b>危機管理</b> 課	行政改革 I C T 推進課	農地整備課
措置状況(回答)	防災情報の発信方法について、SNSの普及を踏まえ ツイッター及び県公式LINEを用いた情報発信を実施 している。 令和3年度からは、県公式LINEにチャットボット を導入し、災害への事前の備えについて普及啓発を 強化したところであり、重要業績評価指標について も「防災メールの登録者」から、SNSの普及を踏まえ も「防災メールの登録者」から、SNSの普及を踏まえ 「県公式LINEの登録者数」へ変更した。	システムの導入・更新を行う際は、これまでの災害対応の検証結果から災害規模や使用場面を想定し、効果的な対応が実施できるよう、あらかじめ十分な検討を行う。 既に導入されたシステムについても、これまでの災害対応の検証結果から、運用方法を適宜見直し、操作訓練等により内部の運用の習熟を図っている。	引き続き、事業の編成について検討していく。	ネットワーク回線については、災害の状況に応じた有効な通信手段を保ちつつ、平時の通信コストが削減されるよう、引き続き、検討していく。		御意見を踏まえ、梅雨期及び台風期前にマニュアルを活用した研修会を開催するなど、今後とも市町の体制整備の支援に努めていく。
監査結果	情報発信方法と目標の設定の検討が必要である。 る。		実質的に同じ事業の一部分が別の事業として管理されているため、これらの事業をまとめる編成をすることで、事務効率向上なのどメリットがあるか、編成を検討する必要がある。	防災行政ネットワークは災害時に備えるために 継続的にネットワーク回線を維持しなければなら ず、平時でもある程度の維持費用がかかるのはや むを得ないが、平時に通信コストが削減できるか の検討が望まれる。		大規模災害の経験が少ない一部市町への体制整備や支援に向けた準備が不十分であった。 新たに作成したマニュアルを活用し、迅速かつ 的確に対応できる体制を構築し、市町や関係団体 への支援を図られたい。
分類	<b>神</b> 三	疤	意見	铜	ә	铜
祖目	<ul><li>(1) 重要業績指標である「防災メールの登録者数」に</li><li>ついて</li></ul>	(2)システムの仕様と運用について	(1)事業の管理方法について	(2)通信費について	(1)防災を意識した視点	<ul><li>(1)大規模災害の 経験が少ない一部 市町への体制整備 について</li></ul>
事業名	<b>防災行政ネット</b> ワーク費ー機器の 保守修繕	防災行政ネット ワーク費ー機器の 保守修繕	危機管理センター 運営費ー管理運営 経費	危機管理センター 運営費ー管理運営 経費	県ホームページ閲 覧遅延対策	元年発生農業用施設災害復旧事業費
事業№	25-1	25-1	25-7	25-7	26	59
神	部 (c)	無 5 章	第 5 章	新 5 章	亲 5 章	亲 9

所属	生産振興課	森林整備課	森林整備課	農地整備課	河川課	砂防水資源課
措置状況(回答)	農業団体とともに、重点地域や重点品目において収入保険の加入を促進し、令和2年度の加入実績では前年比約150%と増加しており、今後も関係団体と連携し収入保険の加入を促進していく。	御意見を踏まえ、複数年にわたる工事では、再被 災の危険性を考慮に入れた箇所全体の一体的な施工 方法を検討し、工法と事業費の両面から最適な計画 を策定していく。	- 御意見を踏まえ、治山施設における損傷事例の原   因を詳細に分析し、今後の施設設計や長寿命化対策、等に反映していく。	御意見を踏まえ、最悪の事態を想定した氾濫解析 やマップの作成方法等を研究していく。	洪水浸水想定区域図は、河川氾濫のみを対象事象としているが、市町がハザードマップを作成する際、必要に応じてため池等の浸水想定区域を重ね合わせることにより、想定される複合災害へ対応することとし、市町に周知している。	修繕工事の実施については、建設時における設計の考え方等についても参考に、十分な調査・工法検討を実施しているところであり、引き続き適切な施工に努めていく。
監査結果	要件を充足しない場合には支援金返還という強い措置を伴う事業であることから、その要件の1つである収入保険等加入に関する周知方法も徹底されるべきである。 農業者に対する収入保険等に関する目標値設定に、独自の工夫を設けられたい。	平成27年の関東・東北豪雨災害における施設災の中で、複数年の計画で施工中の箇所において完了した施設が被災した事例があり、工事計画の再検討が求められる。	治山施設は、健全な状態の森林を回復・維持することを目的とするが、施設の損傷が森林回復前に発生してしまう事例があり、その原因分析が必要である。	当事業において作成したため池決壊によるハザードマップは、単独災害を想定しているが、豪耐による決壊では河川氾濫等による複合災害が予想されるため、最悪事態の設定をより現実化する必要がある。	河川氾濫による浸水想定区域図の前提条件に、 他部署において実施されているため池の決壊によ るハザードマップ作成支援の事業が加味されてい ない。複合的な災害要因として考慮すべきか否か 検討すべき事項と考えられるが、そのような調整 過程は確認できなかった。	修繕工事が必要となった原因究明に関して、今 回の修繕工事においては十分な調査・工法選定が 行われていたが、建設当時の調査・工法選定につ いて今日的視点による評価がされていないため、 明確な実例として引継ぎがされていない。
分類	海	意見	商見	意見	海	)
項目	<ul><li>(1)農業者に対する収入保険等に関する目標値設定について</li></ul>	<ul><li>(2) 施工方法の選択について</li></ul>	(1)治山施設の経年劣化について	(2)ため池決壊の要因について	(1)浸水想定区域 図作成について	(3) 亀裂の原因調査について
事業名	水田農業構造改革 推准事業一被災農 家等営農再開緊急 対策事業	治山事業費	県東治山事業 東治山事業 東沿い事業	農村地域防災減災 事業一震災対策農 業水利施設整備事 業	河川調香費 (河川   公修調香費 (河川   公修調香費   一河   区川調香費 (水防災   意識社会再構築事業費)	ダム施設保全事業 費 (補助) ーダム 施設保全事業費 (補助) (経済対 策分)
事業No	33	36	37	38-2	40-3-4	42-1
掛	章 6	章 7 章	第7章	章 7 章	章 2 葉	第 中 「

所属	砂防水資源課	住宅課	交通政策課	道路保全課	河川課	森林整備課
措置状況(回答)	指摘内容を踏まえ、土砂災害のおそれのある地域における地籍調査事業の推進について、関係市町宛て書面で依頼するなど、事業再開に向けた解決に取り組んでいる。	御意見を踏まえ、事業実施に当たり引き続き市町宅地防災部局に対し、地権者へ丁寧な説明を行うよう依頼するとともに、必要な技術的支援を行っていく。	国道121号においては、川治地区における直轄権限代行事業の導入について、平成26年度から国に対して要望をしてきたところであり、その結果事業採択に至ったものである。 県が実施する公共事業においては、引き続き栃木県公共事業評価実施要領に基づき、適正な事業実施に努めていく。	洪水に対する橋脚の補強対策については、現在、様々な研究、検討が進められていることから、御意見を踏まえ、国の施策等を注視していく。	定 災害復旧事業は原形復旧が原則であるが、被害が	御意見を踏まえ、他部局と過去の災害派遣受入結果などの情報共有を行い、今後同様の事例が生じた場合に「必要な時に必要な人」を確保できるよう努めていく。
監査結果	項事業休止の砂防施設について工事が10年以上再 開されていない箇所があり、土砂災害の危険が存にす 在し続けている。土砂災害等の危険性が高く事業で育の優先度が高いと判断された箇所である。解決策り着を積極的に検討しなければならないが、従前のままである。		事業実現のための機が熟したとする判断が、現 実の大規模な災害発生を受けて決定されている。 道路行政における道路整備の優先順位が、利便 性、安全性、効率性、費用対効果等のどの要因か ら決定されるのか明確な指針がない。	橋梁の洪水に対する耐性評価は、現在実施されていない。特に橋脚の脆弱性に対する補強対策が、今後の課題である。	河川の復旧工事は、昨今の豪雨では効果が限定的であり、抜本的な氾濫対策が必要となっている。る。	他県職員の災害派遣受入に関して、どのような 観点から評価を行うのか、また、問題点等をくみ、 上げる仕組が必要である。
分類	指摘事項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	型	順	前	高見
項目	(1)事業休止について	(1)大規模盛土造 成地の安全性確保 に対する課題につ いて	(1)事業実現のた めの取組について	(2) 橋梁の耐柱評価について	(1)後旧河川工事について	(1) 他県職員の災害派遣受入について
事業名	砂防施設 ふくり事業費 (補助) 一砂 防施設 ふくり事業 (補助) (経済 (補助) (経済 対策分)	宅地耐震化促進事業費 (補助) 一宅地耐震化促進事業費 (補助)	総合交通政策事業 費(補助) 一総合 交通政策事業費 (補助)	道路保全事業(県 単)11月補正一道 路保全事業(県 単)11月補正	元年災害復旧事業 費 (工事費) 一元 年災害復旧事業費 (工事費)	県単治山事業一県 単治山事業
事業No	45-1	46	47	48	49	53
御	章 7 萬	章 7 章	第 5 4	章 7 章	第 5 4	第7章

	<b></b>	今 国		獣		
所属	危機管理課	人權·青少 年男女参 國	区	障害福祉課	税務課	税務課
措置状	令和3年度作成したリーフレットに防災訓練への 参加を呼びかける内容を追記した。 なお、本リーフレットは、令和2年度同様に自治 会や新聞折込みを通じて県内各世帯に配布してい る。	男女共同参画の視点からの防災を県内で広めるため、令和3年度は、男女共同参画スキルアップ講座として、栃木市において防災講座を開催した。また、上三川町において消防防災課主催で実施された栃木県自主防災組織リーダー育成研修会においても、女性視点の防災対策や避難所設営等に関する講義が行われた。 今後も御意見を踏まえ、県内各地において防災における男女共同参画の意識醸成に努めていく。	で 災害時に県や市町等の情報を発信する「外国人 町 キーパーソン」を活用し、災害時における在住外国 簡 人に対し、多言語による情報提供を行っている。 な また、県公式LINEを活用して行う防災情報の発信 において、防災関係リンク集の中に県国際交流協会 の間やのリンクを貼り、災害時、在住外国人が最新 の情報にアクセスできるようにしており、引き続き 周知に努めていく。	御意見を踏まえ、障害者保健福祉圏域調整会議等 において、各市町の災害時支援対策等について共有 し、必要に応じて助言を行っていく。	令和3年度に改正する地域防災計画に、寄附金受入 れに関する事項を記載することとした。	収納事務で外部委託できる業務はすでに外部委託している。調定事務については、指定代理納付によるものは寄附者ごとの調定から寄附月ごとの調定へ変更し、事務を省力化した。
監査結果	栃木県国土強靱化地域計画で掲げた重要業績指標の目標値を達成する手段の一つとして、防災訓練への参加をより多くの県民に促すため、本事業で作成したリーフレットの活用を検討する必要がある。	県民に広く避難所での男女共同参画の意識を持ってもらうためには、県内各地で同様のフォーラムを実施する必要がある。県内各地で複数回実施できるように事業規模の拡大を検討する必要がある。	在住外国人が適時に情報収取して避難行動をできるように、在住外国人と接する機会の多い市町等との連携を強化するとともに、在住外国人が簡単にアクセスできるSNSの県公式アカウントなどの伝達手段の整備を検討する必要がある。	今後の災害発生時における障害者支援に役立たせるため、被災市町の取組状況の共有等により、市町に支援対策策定への働きかけや対策に対する助言を行うことが必要である。	寄附金の受入れによる災害支援は互助・共助による支え合いと考えられるとともに、災害復興の財源としても重要と考えられるため、寄附金受入に関する事項を地域防災計画に盛り込むことを検討する必要がある。	民間のノウハウを活用しての事務の効率化や経費削減のために、ふるさと納税の収納事務等について外部委託を検討する必要がある。
分類	海民	ә	海	<b>意</b>	海	育見
項目	(1)栃木県国土強 靱化地域計画にお ける重要業績指標 との関連付けについて	(1)フォーラムの開催回数について	(1)災害発生時の 情報伝達手段につ いて	(1)市町担当者と の経験の共有につ いて	(1)地域防災計画 (又は国土強靱化 計画) への寄附金 受入のメニュー化 について	<ul><li>(2)収納事務の委託について</li></ul>
事業名	危機管理費一避難 対策等強化事業費	女性活躍応援事業一女性活躍応援 連携事業(1)	国際化推進事業費一外国人格用用 費一外国人格活用 強化・多文化法任 事業費 (多言語避難为一下作成・配 和業務)	被災高齢者・障害者把握事業一被災 高齢者・障害者把 握事業	賦課徴収費(県税徴収費) -その他	賦課徴収費 (県税 徴収費) - その他
事業No	55	57	28	61	62	62
車	南 8 第	無 ⊗ ●	紙 ∞ 軸	第 章 8	第 章 8	策 章 8

所属	税務課	義務教育課	義務教育課	稅務課	高齢対策課	障害福祉課	にども政策 課
措置状況(回答)	ポータルサイト利用は、収納事務も併せての契約 となる。収納事務の契約内容により県が業務委託することが困難な事業者もあり、現状ではポータルサイト数の増は難しい。各事業者の契約内容などの情報収集を行っていく。	令和3年度から、複数の市町を抽出して以下の書類を確認し、実績報告の内容の正確性を検査することとした。 ①本補助金の対象者であることの要件確認書類 ②補助金支出の根拠書類	事業の実施がある年度は、複数の市町を抽出して 以下の書類を確認し、実績報告の内容の正確性を検 査することとした。 ①本補助金の対象者であることの要件確認書類 ②補助金支出の根拠書類	大規模災害の発生時における県税の減免制度の周知方法については、これまで実施してきたホームページへの掲載やパンフレットの配備・配布に加え、SNSでの発信や税務署主催の説明会等において県税職員が直接説明を行うなど、被災者に広く丁寧な周知を図っていく。	御意見を踏まえ、今後とも、災害に関する知識を 有した専門人員の育成や確保について、職能団体及 び市町において研修会等を開催し、その資質向上に 努めていく。	事業者の意向を踏まえ、国の補助金の活用等を検討していく。	国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、耐 御意見を踏まえ、引き続き、耐震化が進んでいな 震化工事又は建替えが未定の施設の耐震化を促進い圏に対して、国庫補助制度の周知を行っていく。 する必要がある。
監査結果	ふるさと納税は、災害復興のための重要な財源 であると考えられる。 寄附金を広く募るために利 用するポータルサイト数を増やすことを検討する 余地はあると考える。	国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行うさいない。 交付決定の取り消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、市町からの実績報告について検査の実施を検討する必要がある。	国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行っていない。交付決定の取り消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、市町からの実績報告について検査の実施を検討する必要がある。	減免に係る取扱いについては、媒体を通した広報だけではなく、税務署主催の説明会に県職員を 派遣するなどして被災者に広く丁寧に周知する必要がある。	大規模災害発生に備えて、平時におけるとちぎ ケアマネージャー協会での研修や、市町担当者を対象とした研修会、関係諸団体との連携を図るための連絡会議の開催等を目的として本事業の常設別化を検討する必要がある。	国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、耐震化が未定の施設の耐震化を促進する必要がある。	国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、耐震化工事又は建替えが未定の施設の耐震化を促進   する必要がある。
分類	<b>副</b>	祖	意見	祖	記	意見	垣
祖目	(3)利用ポータル サイトの拡大につ いて	(1)検査の実施に ついて	(1)検査の実施に ついて	(1)減免申請の周知方法について	(1)事業の常設化 について	1	1
事業名	賦課徴収費(県税徴収費) - その他	栃木県被災児童生 徒就学支援等事業 (東日本大震災対 応分) 日本状態以対 生徒就学文援等事 業	栃木県被災児童住 徒就学支援等事業 (大規模災害等事款 分)一被災児童生 往就学支援等事業	域免(県税条例に 基づく制度〜の対 応)	被災高齢者・障害者把握事業	障害者福祉施設整 備助成費一耐震化 等整備	幼稚園耐震化事業
事業No	62	29	89	74	75	82	46
神	第8章	無 8 神	第8章	亲 牵	策 8 神	第9章	第9章

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号	販売価格 1 か月3,120円
〒321-0904 宇都宮市陽東5丁目9番21号	(消費税、地方消費税及び送料を含む。)